

【保護者各位】

盛岡スコーレ高等学校

新型コロナウイルス感染症について

昨年の12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告され、中国を中心に世界各国からも発生が報告されています。2月からは新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」に指定されました。学校保健安全法に定める第一種感染症となり、様々な場合(※1)での出席停止対象感染症となります。

つきましては、現時点では岩手県内で流行が認められている状況ではありませんが、ご家庭でも下記の通り季節性インフルエンザと同様に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。また、土日の人混みへの外出はなるべく控えるようにしてください。

【相談・受診の目安】(厚生労働省より)

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談上、紹介された病院で受診してください。

① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

*** 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

～「帰国者・接触者相談センター」〈保健所:9時～17時 平日〉〈県庁:24時間 全日〉～

- ・盛岡保健所 019-630-8308 ・県央保健所(八幡平、滝沢、紫波、岩手郡)019-629-6562
- ・県中部保健所(花巻、遠野、北上)0198-22-4952 ・奥州保健所(奥州市、金ヶ崎町)0197-22-2831
- ・二戸保健所(二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)0195-23-9206
- ・岩手県庁医療政策室 TEL:019-651-3175(9時～21時)、TEL:019-629-5472(21時～9時)

FAX:019-626-0837

*** 生徒及びそのご家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校にご連絡ください。**

＜COVID-19(新型コロナウイルス)関連情報＞

- ・潜伏期間:1～12.5日多くは5～6日(感染者は14日間の健康状態の観察が推奨される。)
- ・症状:37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状
- ・感染の仕方:飛沫感染、空気感染、接触感染(劇場、満員電車、バス、ドアノブ、スイッチ、等が危険)
- * マスクの予防効果は、よほど混み合った場所(満員電車など)以外では認められていない。
- * アルコール消毒は、有効である。
- ・無症状病原体保持者からの感染:感染を示唆する報告あり

【日常生活で気を付けること】

- (1) 手洗い(外出先からの帰宅時、調理の前後、食事前など、こまめに石鹸で手を洗い、アルコール消毒液を使用する)
- (2) 咳エチケット(咳やくしゃみが出る場合、マスクをする。マスクがない時は、ティッシュハンカチで口鼻を覆う。とっさの時は袖で口鼻を覆う。)
- (3) 十分な栄養と休養、乳酸菌接種で免疫力を高める。
- (4) 人込みを避け、外出を控える。(不要不急の県外への旅行なども控えてください。)
- (5) 体調不良の場合には、早めに休むようにし、発熱がなくても、咳やくしゃみなどの症状がある場合には、無理な登校はしないでください。
- (6) 学校で発症した場合又は疑いがある症状が出た場合は、保護者に連絡の上、早退させます。迎えに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

(※1) 学校保健安全法第一種感染症の出席停止期間の基準について

- 一、治癒するまで。
- 二、第一種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 三、第一種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 四、第一種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。



※以上の注意点を守って生活することに心がけ、絶対に「まん延」させないようにお互い注意しましょう。